



「ぶり奨学金制度」はじまる!!

本年4月から「ぶり奨学金制度」がはじまりました。この制度は、長島町と提携した鹿児島相互信用金庫から借りた「ぶり奨学金ローン」を返済する際、奨学対象である卒業生が地元に戻ってきた場合、その返済額が補填される制度で、長島町ならではの奨学金制度となります。

今回、「ぶり奨学金基金」に以下の企業・団体から、寄付をいただきました。

- ・東町漁協 209万円
- ・長島ファーム 200万円
- ・鹿児島相互信用金庫 100万円

本基金への寄付金は損金控除対象にもなります。「ぶり奨学金」は長島の子育てをみんなで支える仕組みです。本制度に対する寄付へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

◎問い合わせ先

役場総務課 ☎ (86) 1111 [代表]
町教育委員会教育総務課 ☎ (88) 5679 [直通]

浄化槽法定検査を受けましょう

浄化槽法定検査は、法律で定められた検査です。浄化槽を持つ人は、必ず受検しましょう。

この検査は、浄化槽の保守点検および清掃が適正に行われているか、また適正に使用され浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、不適事項があれば、行政及び関係者が状況を把握するとともに早期にそれを是正することを目的とするものです。

知事が指定した検査機関である（公財）鹿児島県環境検査センターの検査員が事前にハガキで通知した検査日に各戸を訪問して、現場での検査と浄化槽の放流水を採水し持ち帰っての水質検査を行います（地元の保守点検業者が行う保守点検とは別のものです）。

検査対象となった浄化槽（設置年度ごとに対象としています）については事前に指定検査機関から日程通知がありますので必ず受検しましょう。



↑ 法定検査を行う検査員

検査手数料（5～10人槽）

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査	4,000円	6,000円

◎問い合わせ先

県環境検査センター ☎ 099 (296) 9000
役場水道課下水道係 ☎ (88) 5664 [直通]